

／まもなく名簿記載通知を発送します！／

裁判員制度



裁判員に選任されたらやっていただくこと

刑事裁判の法廷での**審理**に出席し、裁判官とともに**評議**し、**判決**に出席していただきます。



裁判員等選任手続の流れ

今年

11月中旬



名簿に記載されたことの**通知**
調査票の送付



名簿記載通知は、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えするものです。

通知を受けた段階では、**すぐに裁判所にお越し**いただく必要はありません。

調査票は、裁判員候補者の方の事情を早期に把握し、調査票のご回答の内容により、1年を通じて辞退が認められる場合等には裁判所にお越しいただくことのないようにして裁判員候補者の方々のご負担を軽減するためのものです。

お尋ねする項目に当てはまらない方は、**返送**していただく必要はありません。

辞退の申出ができる時期に制限はありません。

実際の事件の裁判員候補者に選ばれた後に**辞退**を申し出ていただくことも可能です。

来年以降

6週間前まで

名簿からくじで選ばれた方に
選任手続期日のお知らせ・質問票
を送付

選任手続期日当日

裁判所での選任手続

裁判員として参加された方の**97.6%**の方が「**非常によい経験と感じた**」又は「**よい経験と感じた**」と回答されています。（令和6年度アンケート調査結果より）

国民の皆さまの積極的な参加により、裁判員制度は円滑に実施されています。
引き続きご理解とご協力をお願いいたします。



裁判員制度
広報キャラクター
さいニャン

🔍 もっと詳しく知りたい方はこちら！

裁判所ウェブサイト「裁判員制度を調べる」

<https://www.courts.go.jp/saibanin/index.html>

※名簿記載通知や同封物を公開しています。



裁判員制度の**インフォグラフィックス動画**も配信しています。
ぜひご覧ください！

